

事 務 連 絡

平成30年1月10日

介護予防訪問介護相当サービス（みなし指定）事業者
介護予防通所介護相当サービス（みなし指定）事業者 各位

宇多津町長 谷川 俊博
(公印省略)

介護予防訪問（通所）介護相当サービス（みなし指定）の指定更新の
手続きについて（事務連絡）

平素は本町の介護保険事業の円滑な運営に格別のご理解、ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます。）
における介護予防訪問（通所）介護相当サービスの「みなし指定」を受けている
事業所は、「みなし指定」の有効期限が平成30年3月31日までとなっているた
め、指定更新の手続きを行う必要があります。指定更新の手続きについて以下のと
おりお知らせいたします。

1 対象事業所

○介護予防訪問介護相当サービス事業所（みなし指定）

平成27年3月31日の時点で介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所
（現在A1のサービスコードで請求をおこなっている事業所）。

○介護予防通所介護相当サービス事業所（みなし指定）

平成27年3月31日の時点で介護予防通所介護の指定を受けていた事業所
（現在A5のサービスコードで請求をおこなっている事業所）。

2 指定更新申請の受付期間

平成30年1月29日（月）から平成30年2月28日（水）まで

※加算の内容によっては、所定の書類を上記受付期間内に提出できないものがありますが、
それ以外の書類（申請書等）は必ず上記期間内に提出してください。

3 提出方法

郵送又は持参

提出先：769-0292 宇多津町1881番地

宇多津町保健福祉課 地域包括支援センター内 総合事業担当宛

4 提出書類

- ① 更新申請に係る提出書類一覧（訪問型サービス又は通所型サービス）
- ② 宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新申請書
- ③ 「付表1 訪問型サービス事業所の指定に係る記載事項」
又は「付表3 通所型サービスの指定に係る記載事項」
- ④ その他上記①に記載されている書類

※各種様式は、町ホームページに記載しています。

掲載場所：お知らせ画面で、[宇多津町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新申請について](#) を選択してください。

5 指定更新手数料について

上記期間内の指定更新の申請の手数料は不要です。

6 指定更新の決定について

指定更新の決定後、申請者宛に指定（更新）通知書を郵送（平成30年3月末ごろを予定）いたします。

7 指定更新後のサービスコードについて

みなし指定の「A1」「A5」のコードは、平成30年4月以降は使用できません。
平成30年4月サービス提供分からは訪問型は「A2」、通所型は「A6」のコードで請求してください。

お問い合わせ先

〒769-0292

宇多津町1881番地

宇多津町保健福祉課 地域包括支援センター

電話（0877）49-8740 FAX（0877）49-8837